

第461回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和8年3月11日 水曜日 13時30分～14時15分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室					
出席委員	公益代表委員	奥井めぐみ	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	酒井 努	南 芳雄	西田 翔	
	使用者代表委員	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博
	欠 席 委 員	労働者代表委員 山田 とき美				
	事 務 局	八木労働局長	細貝労働基準部長			
河野賃金室長		石間賃金室長補佐	南出給付調査官	春名賃金調査員		
議 題	<p>1.開会</p> <p>2.議題</p> <p>(1) 令和8年度 特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向確認について</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況 ほか <p>3.閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 					

令和7年度 第461回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和8年3月11日（水）

13時30分～14時15分

金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室

【木村会長】 定刻となりましたので、第461回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。事務局は、審議会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 本日は、労働者代表の山田委員から欠席とのご連絡をいただいております。現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者は0名です。それでは、議事に入ります前に、八木労働局長からご挨拶を申し上げます。

【事務局】局長 皆さんこんにちは。委員のみなさまには、本日はお忙しい中、本年度最後となる審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様方にはご承知のとおりでございますが、令和7年度の最低賃金改正につきましては、物価の上昇、米国関税引き上げの影響の見極め、能登半島地震や豪雨災害からの復興など、さまざまな状況を踏まえた中で、石川県最低賃金については70円、また特賃についても50円から66円と、過去最高の引き上げ額となる答申をいただきました。

大変厳しい環境ではありましたが、委員皆さまには決定に際して3要素に基づく真摯なご議論をいただいた中での結論と思っております。この場をお借り致しまして御礼を申し上げたいと思っております。

石川労働局といたしましては、改定後の最低賃金額とか各種最低賃金または賃金引き上げのための支援策の周知、また本年の1月から3月には県内の労働基準監督署においてもそれぞれ履行確保に向けた監督指導等集中的に行っているところでございます。そういう中で事業場に対しての是正指導等も含めて努めているところでございます。

話は変わりますが先月の末、2月27日には中央最低賃金審議会、また目安

制度のあり方に関する全員協議会が中央で開催されました。結果につきましては今後においても引き続き継続して審議されるということでございますが、これは令和7年度地方最低賃金審議会での各都道府県での審議において特にCランクの地域を中心に目安額を大幅に上回る引上げとか、または発効日が年越しとなったことなどからさまざまな事象を振り返り、令和8年度における円滑な審議に資する趣旨で開かれたものとなっております。本審議会からも地賃の答申の中では中賃に対して発効日について地賃に影響があったことから中賃においても検討とあったことから、我々の方においても私の方から厚生労働大臣を通じた中で要請等を行っているところでございます。この点についても実際の中賃とかまたは目安在り方検討会の中でも議論されたことかと思っております。本日は特賃の改正の申出の内容と共に中賃の全員協議会の議論の論点なども共有させていただいた中で、来年度の円滑な改正審議に向け、意思の疎通を図っていただければと思っております。どうかよろしく願いいたします。

みなさま方には引き続き、石川労働局の行政運営方針にご理解ご協力をお願い申し上げます。

【木村会長】

本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私木村が行います。労働者側は 南委員、お願いします。使用者側は 橋本委員、お願いします。

それでは、議題（1）の「令和8年度特定(産業別)最低賃金の改正申出の意向確認について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐

令和8年度における石川県特定（産業別）最低賃金の改正につきまして、本日までに5件の特賃、略称で「紡績」「一般機械」「自動車」「電気機械」「百貨店」の特定最低賃金について、改正申出の意向表明書面を受け付けております。当該書面の写しにつきましては、資料の2～6ページにお付けしておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、これらは、現時点において改正を申し出る予定である旨の意向を表明するものであり、正式な改正申出書面につきましては、令和8年7月までに受付する見込みとなっております。

【木村会長】

ただいまの事務局からの説明について、質問等ございますか。

ご質問等が無いようですので、今般の意向表明について、労働者側委員か

ら補足のご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【労働者側委員】 特になし。

【木村会長】 使用者側委員の方は、ご意見よろしいでしょうか。

【使用者側委員】 特になし。

【木村会長】 それでは、無いようですので、本日は5件の特定最低賃金について、改正申出の意向表明があったということをご確認いただきたいと思います。
事務局は、その他の資料の説明をお願いします。

【事務局】 室長 それでは続いて資料のご説明をさせていただきます。先ず、資料7ページをご覧ください。今般、改正申出の意向を表明いただきました特定最低賃金についての適用使用者数と適用労働者数の一覧をお付けしております。この数字に基づいて申し出をしていただく形になります。

8ページには、特定最低賃金の改正等を申出いただく際の要件について、まとめた資料をお付けしております。

続いて9ページ「特定最低賃金とは」と書いてある資料をご覧ください。特定最低賃金を改正する際の留意点をお示ししています。こちらの資料にございますとおり、特定最低賃金の決定・改正は、労使のイニシアティブにより決まること、地域別最低賃金より高く、労働協約の最下限額以下とする必要があること、及び決定・改正の申出の期日は7月末であること、となっておりますのでこの点についてご留意いただきたいと思います。

10ページには令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果をお付けしております。

【木村会長】 特定最低賃金は、関係労使の合意が基本となっております。ただ今の事務局からの説明内容にご留意をいただきまして、来年度の特定最低賃金の改正審議に向け、引き続き、関係労使間での意思疎通が一層図られますよう、お願いをいたします。

なお、今年度における特定最低賃金の審議過程におきましては、労使各側の委員から大変貴重なご意見をいただいております。本日、ご確認をいただきました5件の特定最低賃金についての改正申出意向を受けまして、来年度

における特定最低賃金の改正審議が円滑に進められますよう、労使各側とも、よろしく申し上げます。

次の議題に移ります。議題の(2)その他「令和7年度 石川地方最低賃金審議会開催状況ほか」について、事務局から説明をしてください。

【事務局】補佐

資料の11ページからをご覧ください。こちらの資料は、今年度の石川地方最低賃金審議会の開催状況でございます。令和7年度の石川県最低賃金の改正審議については、7月10日の本審で労働局長から最低賃金審議会議長への諮問がありまして、8月1日の本審及びその後5回にわたる専門部会でご審議いただき、8月12日に審議会議長から局長あて答申をいただきました。その後、8月28日の異議申立ての審議を経まして、令和7年10月8日に改正発効しております。

石川県特定（産業別）最低賃金の改正審議については、8月21日の運営小委員会における意見交換内容も踏まえて8月28日の本審で諮問がございまして、10月中に開催されました各特賃専門部会において全会一致で結審いただき、令和7年12月31日に4件の特定最低賃金が改正発効しております。

改正後の石川県最低賃金、石川県特定最低賃金につきましては、資料12ページの推移表でご確認をいただきますようお願いいたします。

続きまして、資料13ページからをご覧ください。最初の資料1番は、石川県内の最低賃金の改正をお知らせするポスターやリーフレットの配付状況などでございます。当該資料にもありますとおり、県内各地方自治体が発行している広報誌や自治体ホームページへの最低賃金改正記事の掲載を依頼しましたところ、全ての自治体で掲載いただいております。また、今年度の最低賃金改正につきましては、県民の皆様は大変ご注目をいただいております。多くの新聞、テレビで報道されております。

次の資料の2番は、具体的な「最低賃金額」の周知・広報活動の状況についての資料でございます。最低賃金改正の答申、官報公示、改正発効の機会を捉えて、報道機関へ情報提供していること、官報公示に併せ、労働局長自らが県内労使団体へ訪問させていただき、周知を依頼していること、改正発効当日に、労働局長はじめ労働局職員が金沢駅前街頭宣伝をしていること、等の資料をお付けしております。

なお、改正最低賃金の周知に際しては、これらに加え、立て看板の設置や、周知物品を制作して配付する等、効果的に周知する取り組みも実施しております。

続きまして資料の3、4番は、最低賃金の引上げ、賃上げについて、国や県、労使団体と協力して支援策を周知してきた内容や、賃上げ支援助成金パッケージの申請件数をまとめた資料をお付けしております。昨年度に続き、今年度も最低賃金審議会長と労働局長が石川県庁へ訪問し、知事に中小・小規模事業者への支援と賃上げできる環境整備についての要請を行っておりますし、業務改善助成金については、昨年度よりも多くの事業者に応請、ご利用をいただいております。

【事務局】 室長

続きまして、資料の18ページからをご覧ください。ここからの資料は、令和8年度における審議に向けての参考資料となります。まず、18ページの資料でございますが、こちらは、来年度となります令和8年度の当初予算案における「賃上げ支援助成金パッケージ」についての資料でございます。予定されているパッケージ内容について記載がございますので、参考としていただければと思います。

次のページには、今年度、申請件数が大きく増加した業務改善助成金の拡充等の詳細となっております。令和8年度予算案は国会でご審議中であり

(案)となりますが、資料の中段より、やや下方左側に記載がございます「見直し内容」を見ていただきますと、2ポツ目に、募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで、または11月末までのいずれかの早い日に重点化と記載されておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。例年4月からの申請受付開始時期が後ろ倒しになる予定であるため、改善計画の策定、生産性向上に資する機械の購入のスケジュール、事業実施のスケジュールには、ご留意いただきますようお願いいたします。予算が成立し、詳細が確定しましたら、厚生労働省ホームページに掲載される見込みです。

20ページからは、2月27日に中央で開催されました、「第72回 中央最低賃金審議会」及び「第1回 目安制度の在り方に関する全員協議会」の資料を抜粋したものをお付けさせていただきました。経過については皆様方にメールにて情報共有をさせていただいております。今年度、全国各地で地域別最低賃金の改正審議において、目安額を相当程度上回る引上げ改正や、改正発効日が越年した県が生じるなどの状況がございました。

中賃本審では目安制度の在り方に関する検討の進め方、目安協では目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方が議題とされておりまして、委員に配付されております資料を抜粋したものが25ページ以降にござい

ます。27 ページをご覧ください。今年度の地域別最低賃金につきまして、中央最低賃金審議会が取りまとめた引上げ目安は、A ランクと B ランクが 63 円、C ランクで 64 円であり、目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となっておりましたが、9 月 5 日までに全ての都道府県でご答申いただき、結果、令和 7 年度における全国加重平均は 1,121 円で、引上げ率 6.3%、66 円の引上げとなっております。目安超えは 39 道府県になり、そのうち 11 県については、10 円以上の目安超えになっております。

次のページの資料をご覧くださいますと、今般の改正では、目安額に 10 円以上が上乘せとなった県や、発効日が越年している県が複数生じている状況をご確認いただけます。発効日については、27 の府県で 11 月以降の発効となっております、うち 6 県は 1 月以降、うち 2 県は 3 月発効となっております。

次ページからは、中央の審議に際して配付されている資料でございます、最終ページの論点（案）に記載されております各項目に関する資料となっております。32 ページには、発効日についての地域最低審議会の要望として、石川県の答申に記載されている内容が抜粋されております。地域ごとに大幅に発効日が異なることにより、どのような影響が生じるかが不明確であるため、中賃において発効日のあり方決定に際し、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当ではないかとの指摘があったということをお伝えさせていただいて、今現在中賃で今議論が継続されているという形になります。

今後、中央で審議される状況等につきましては、随時、各委員に情報提供させていただきますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

【木村会長】

ただいまの事務局からの資料説明について、ご質問等ございますでしょうか。ご質問が無いようですので、これにて、予定していた議題の審議を終わります。

この他、何かございますでしょうか。橋本委員どうぞ。

【橋本委員】

今、ご説明があったんだけど、例えば今審議している隣県との張り合っ上げるのはいかがなものかとかいろいろ審議されていますが、でもその前にこのランク制があって、そして A ランクを非常に上げて差をつけたのはこの制度なんです。その反省なくしてさも地方の審議が張り合うのはおかしいっていうのがまずおかしい。目安制度でランク制度を作ったのは国なので、そ

このまず反省をしてください。そんな差ができるのは当たり前の制度だったんです、これは。それを私らはもう一生懸命是正してるんですよ、今地方が。だから、北陸3県は張り合っていないでしょう是正してるだけなんですよ、これ差があるのがおかしいって言って。その根っこを作ったのは中央審議会なので、その反省なくして今のその歪みは、地方にあるようなそんな審議はおかしい。きちんと伝えてください、お願いします。

【木村会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 部長 ご指摘ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。しっかり本省の賃金課にもそういうお話があったとお伝えさせていただきます。資料にも先ほど室長から説明を申し上げた、38ページ、一番最後に今橋本委員のご指摘の点、二つ目ランク制度のあり方ということで入っております。

これからの全員協議会の審議では、この点も含めてということだと思えます。その当時においては適切だったのやもしれないけれども、今この時間軸の中で影響を与えているということもそれはおっしゃるとおりかと思えますので、当然、中賃、目安全協等々で、そういった過去からの経緯を踏まえて考えられると承知してございますし、地方が悪いとは誰も思っておらず、今の現状がどうなのかということをしっかり議論をしていただけるのではないかと。

【橋本委員】 もう一つお願いします。この最低賃金は今や正社員の給料に影響を及ぼすまでに上がってきました。企業側からすると、最低賃金を大きく上げるのではなくて、どういった金額ならば継続して賃上げが可能かということを中心として中央審議会できちんと議論をしてください。総理大臣から言われたからあげるっていうのをやめてください。まあ、高市さんは、今ちょっと是正しようとしていっているので今までのような大幅なアップはないと思いますけども、企業というのは生き物なので、あんまり急激なことをすると、ものすごく中小・小規模事業者は生き残るのも大変になりますので、その辺のところ、継続して賃上げできるのはいくらかということを中心に議論してほしいというのは地方からの願いです。よろしくお願いします。

【木村会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 部長 ご指摘ありがとうございます。先ほどと合わせてこちらもお伝えを
したいというふうに思います。

【木村会長】 その他何か各位ございますでしょうか。
どうぞ。

【西田委員】 労働側委員の西田です。お願いします。発効日のあり方について今後検討
していく課題になるかなと思ってますが、昨年の都道府県によっては、所得
の壁に引っかかって働き控えが起こってしまうことを懸念して、年末あるい
は年始まで引き延ばした都道府県もあったかと思いますが、今回のこの最低
賃金の決定の3要素には、そういったところは入ってこないのかなと。
検討のテーマには入ってこないものが発効日の期日に影響しているかと思
いますので、そういった理由がないように中央でもしっかりと、都道府県の動
向をチェックしていただきたい。企業が対応できないから遅らせるという
ところは理由としては明確かなと思うんですけども、働き控えが起こってし
まうことは決定の3要素とは別な理由だと私は思っていますので、そういった
理由のないように、国がその制度を是正していくってところは並行して
行うにしても、この審議会の場ではそういった議論が土台に上がらないよう
に、しっかりと運営をしていくべきではないかなと思います。ぜひそういっ
たことも中央の方から働きかけできるように、地方の事務局の皆さんからも
中央へ声を上げていただければと思います。

【木村会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 部長 ご指摘ありがとうございます。ご指摘ごもっともだと思います。おっしゃ
る通り年収の壁ですね。それを対応が必要であると、ということで若干とい
うか、発効日の検討にあたってはその点も考慮してなされるべきではないか
というふうな議論が、他の都道府県の審議会であったということは承知して
ございます。

この点が3要素のどれに当たるか当たらないかというところは、若干難し
い点があるのかなと事務局としては思っています。例えば労働者の方
のも賃金生計費、そして企業の通常の支払い能力の3要素でございますけれ
ども、働き控え、結局その労働者の賃金のところにも跳ねてくると、結局、
手取りがどうなのかとか、そういうことも、考慮する必要があるという見方

もできるかと思えます。そういったことも含めて、今後、目安協議会中賃の方で議論がなされるかと思えますので、西田委員からいただいたご指摘も、先ほどの橋本委員のご指摘とともに、しっかり本省の方には経過としてお伝えするというところでございます。ありがとうございます。

【西田委員】

はい、ありがとうございます。結果として労働者の負担になってくるっていうのが、私はもう重々理解をしております。やっぱりその家族の構成人数によっても変わるところでありますので、一人一人がどうかっていう議論は、やはりこういう全体でどうかっていう場で取り上げるにはなかなか判断材料としては難しいテーマとなりますので、できるだけもうちょっとシンプルに考えられるような会議になればというふうに思ってます。引き続きよろしくお願ひします。

【木村会長】

他、何かご発言ございませんでしょうか。

無ければ、以上をもって、本日の石川地方最低賃金審議会を終了とします。